

事 務 連 絡
令 和 4 年 1 2 月

青森県内一般貸切旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局青森運輸支局長

新型コロナウイルス感染症対策業種別ガイドラインの見直しに係る
関係事務連絡の廃止について

先般、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、新型コロナウイルス感染症対策業種別ガイドラインの見直し依頼があり、11月30日付けで「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）」（貸切バス旅行連絡会策定）、12月1日付けで「バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第7版）」（公益社団法人日本バス協会策定）が公表されたところです。

同ガイドラインは、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容に見直しがなされたものであり、同ガイドラインの見直しの内容を踏まえ、令和2年11月20日付け国自安第138号「貸切バスにおける新型コロナウイルスに係る感染防止対策の徹底について」を廃止としますので、了知されるとともに、バス車内における飲食、カラオケの実施については、最新のガイドラインを参考にさせていただきようお願いいたします。

【参考】

- ・ 貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン（第4版）
https://www.bus.or.jp/news/covid-19guideline_kashikiri.pdf
- ・ バスにおける新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（第7版）
<http://www.bus.or.jp/news/covid-19Guide.pdf>